

選告示第46号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成26年7月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

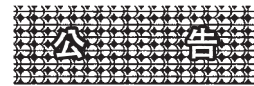
34,862	35,037
317,883	318,981
7,262	7,283
22,638	22,736
17,117	17,206
8,459	8,511
6,518	6,535
8,976	9,011
6,847	6,857
104,095	104,667
64,803	65,254
46,154	46,349
20,018	20,098
28,056	28,190
13,655	13,737
19,201	19,266
11,730	11,777
18,625	18,730
8,924	8,987
18,705	18,778
8,116	8,156
6,981	6,995
21,317	21,435
18,153	18,265
38,506	38,720
21,215	21,288
8,298	8,318
26,659	26,808

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
大町都市計画下水道 大町市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、大町市建設水道部上下水道課

生活排水課

公告

平成26年7月18日、波田下の段土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成26年7月18日、東筑摩郡波田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成26年8月3日に開催を予定していた大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成26年8月3日に開催を予定していた池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成26年8月2日に開催を予定していた白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
松本都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所及び松本市役所
- 縦覧期間
自 平成26年8月1日
至 平成26年8月14日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成26年長野県告示第56号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市波田の一部を加える

(2) 市街化調整区域

松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所及び松本市役所

4 縦覧期間

自 平成26年8月1日

至 平成26年8月14日

都市・まちづくり課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年7月31日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

理事

新任

氏名 住所

遠藤 忠彦 松本市大字島立4817番地ロの1

退任

氏名 住所

大久保 忠仁 松本市大字島立4840番地1

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年7月31日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

- 落札に係る特定役務の名称
南アルプスカモンカ保護地域特別調査委託業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成26年7月11日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 一般財団法人自然環境研究センター
(2) 所在地 東京都墨田区江東橋三丁目3番7号
- 落札金額
31,860,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成26年6月2日

文化財・生涯学習課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年7月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月4日 (木)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南4番地1 佐久勤労者福祉センター	60名
9月11日 (木)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎	60名
9月24日 (水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10284番地1 地域交流センター みのわ	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のた

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年7月31日

長野県警察本部長 山崎 晃 義

- 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制センター上位系中央装置一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部交通部交通規制課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成26年6月27日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 富士通リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 落札金額
1月当たり賃借額 1,922円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成26年5月15日

交通規制課

公告

長野県知事から、平成25年度行政監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。
平成26年7月31日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 垣内基良

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
(1) 人材の確保と資質向上 研究機能を向上させるためには、研究体制を充実させ、研究員の確保と資質の向上を図ることが重要です。監査の結果、多くの試験研究機関では、個々の人材は確保されているものの、「年齢構成が不均衡で若年層を中心に研究員が不足しているため、技術の伝承が行われなくなる可能性がある」、「人員が不足しているため、企業等の要望する研究を断る場合がある」など、新たな行政課題に対応した研究活動を行うための人的体制が十分でないとの回答がありました。このため、年齢構成を平準化するとともに要望が高く需要のある研究を実施することができるよう、人事担当部局と連携し、若年層を中心とした職員の採用、他の試験研究機関や民間との人的交流などにより、人材及び人員の確保に努めてください。また、国や独立行政法人等が行う長期研修への派遣、大学院への社会人入学、他県や民間への派遣研修など、計画的かつ効果的な研修機会を確保し、研究員の能力開発に努めてください。(共通)	今後も引き続き主管課と連携し、若年層を中心とした職員の採用と年齢の平準化に努めます。また、職員の資質の向上を図るため、国の研究機関及び研修所などで実施される研修への参加を、より計画的かつ効果的に実施していきます。特に若年層のキャリア形成を踏まえ、系統的な研修の実施により、研究員の能力開発に努めます。	環境保全研究所
	人材及び人員の確保については、年齢構成や技術分野等を考慮し、新規採用を含めて要望しており、引き続き努めてまいります。また、日進月歩の技術革新に対応するため、概ね一か月以上の長期研修を計画的に実施し職員の資質向上を図っていますが、独立行政法人産業技術総合研究所(産総研)等の技術研修に職員を派遣する等、今後も機会を捉えて研究員の能力開発に努めてまいります。	工業技術総合センター
	年齢層の平準化に向けた職員の採用、人材確保については、人事担当部局に要望していきます。また、これまで先進的な研究機関への短期、長期研修や試験場内での新人研修などにより、研究職員の能力開発に努めてきましたが、今後も試験場内外の各種研修プログラムを活用し、計画的な人材育成に努めます。	農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
	人材及び人員の確保について、その必要性を十分に説明し、主管課を通し人事担当部局と連携に努めます。資質向上のため国や独立行政法人等が行う研修や技術習得のため他県の水産研究機関への研修派遣を行っており、今後も積極的に研究員の能力開発に努めます。	水産試験場
	人事担当部局と連携の上、研究員の人材確保と年齢構成の平準化に努めてまいります。また、研究員の資質向上に向けましては、独立行政法人森林総合研究所での長期研修への派遣等、従来から実施している計画的かつ効果的な研修機会を継続確保し、その能力開発に一層努めてまいります。	林業総合センター
(2) 研究の推進と情報発信 ア 全ての試験研究機関では、県の各部局が策定する中・長期計画、方針等に基づき、研究を推進しています。この計画等を具体化するための研究テーマについては、主として企業や生産者等からの要望を把握し、各機関の選定組織において必要性を判断し選定されていますが、選定基準が明確でない機関については運営要領等を整備してください。また、県で重点的に実施する新規研究や産業構造の変化に伴う研究などは、外部委員も含めた組織による選定に努めてください。(共通) ・組織の運営要領等を整備するもの(水産試験場)	現在実施している外部評価委員会において、次年度に計画する新規テーマ(重点的な研究など)の選定について評価を受けるよう計画します。特に、県で重点的に実施する新規研究については、テーマ選定の時期に合わせて、臨時的な外部評価委員会を開催し選定する事を検討します。	環境保全研究所
	研究は、「長野県工業技術総合センター研究管理要綱」の規定に基づき推進しています。重点的な研究については、総合5か年計画等で示された「次世代産業創出」に向けた分野で企業要望等を反映したテーマを選定していますが、センターの技術シーズ確立を目的に実施する特別研究については、今後は、毎年開催する外部評価委員会や学術機関等の意見を反映し選定してまいります。	工業技術総合センター
	試験研究の課題選定に当たっては、試験場に対する要望・提案事項の募集を行うとともに、成績や研究テーマ等を協議する場(専門部会)を設け、定期的に生産者団体等外部機関の意見を聴取しています。今後は、積極的に外部機関の出席を求めるなどにより、専門部会の一層の充実を図り、外部の意見も含めた新規課題等の選定に努めます。	農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
新たに「水産試験場試験研究課題設定要領」を整備して幅広く県民意見を反映する体制とします。また、外部委員評価組織による研究テーマの選定と評価を行うため、「長野県水産試験場試験研究課題の推進に係る外部評価に関する委員会設置運営要領」を制定します。	水産試験場	

	新規課題(研究テーマ)の選定に当たっては、今年度より外部評価委員会に諮ってまいります。	林業総合センター
イ 他県とも共通するような広域的な研究テーマについては、経済的、効率的かつ効果的な研究が実施できるよう、各県や民間を含めた関係機関と積極的に連携し、情報交換を密にしながら共同又は分担して研究することも推進してください。(共通)	現在、全国環境研協議会、自然系調査研究機関連絡会議、地方衛生研究所全国協議会などにおいて、他県と共通する研究テーマについて検討し、連携して調査研究を進めてまいります。今後も引き続き情報交換を行い、共同研究等を進めていきます。	環境保全研究所
	広域的な研究テーマについては、産総研が実施する「産業技術連携推進会議(産技連)」活動等を通じて、国や各県の共通テーマの情報交換に努めていますが、今後は、広域連携事業等を活用しながら、共同研究の実施を調整してまいります。	工業技術総合センター
	広域的な研究テーマについては、関東農政局や独立行政法人主催の推進会議等を通じて情報交換を行い、参画できる課題について、独立行政法人、他県、大学等と共同・連携して研究を行ってまいります。今後も、他機関との連携強化を図り、共同研究をより一層推進します。	農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
	これまでも独立行政法人や他県と共同で、競争的資金や受託研究費を獲得しながら研究を進めており、今後もより一層連携を深めながら研究を推進します。	水産試験場
	広域的な研究テーマについては、これまでも国や他県と連携して推進しているところですが、今後も一層情報交換を密にして進めてまいります。	林業総合センター
ウ 研究テーマは、各機関の選定組織において評価を受けた上で実施し、ホームページで県民に公表していますが、公表されている内容は、実施中の研究や研究成果であり、今後実施を予定する研究テーマについては掲載していません。広く意見を聴き、県民が必要とする研究を推進することが、県民に利益をもたらす有効な研究となることから、今後予定している研究テーマについても、研究の目的、目標や成果の将来性など、一般に理解しやすい内容で、積極的に情報発信してください。(共通)	従来から、研究テーマについては、県関係課、関連機関及び県民などの意見を聴き選定してきました。今後は、より効果的に情報発信する方法を検討していきます。	環境保全研究所
	実施予定の研究テーマの情報発信については、長野県ものづくり産業振興戦略プランの重点プロジェクトである「研究開発型企業育成事業」では、研究テーマを公表し広く募集しています。今後予定している研究テーマについては、研究報告とともにホームページへ掲載し、情報発信に努めてまいります。	工業技術総合センター
	「長野県農業関係試験研究推進計画」、「業務推進目標」や「試験研究に対する要望・提案事項の収集と検討結果(開始予定課題の内容)」などをホームページで公表しています。今後は、実施を予定している課題についても、一般県民に理解されやすい内容となるよう努めます。	農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
	主要課題を記載した業務推進目標、食農計画、農業関係試験研究推進計画に基づきホームページで研究概要を公表しています。今後予定している研究テーマについても、より一層一般県民に理解されやすい表現による情報発信に努めます。	水産試験場
	これまでも大きなテーマについては公表いたしておりますが、今後一層県民に理解されやすい内容で情報発信に努めてまいります。	林業総合センター
(3) 研究予算の確保と外部資金の導入 財政が厳しい状況ではありますが、県民生活の安定や産業振興などを推進するための研究予算は確保する必要があります。各試験研究機関では、一般財源とともに、特許権や育成者権などの知的財産権の許諾料や農林水産物の財産売払いによる収入の確保に努めており、また、国や独立行政法人からの補助や助成、とりわけ公募型競争的研究資金や受託研究などの外部資金の獲得に取り組む姿勢が認められ、こうした特定財源の割合は全体で80.8%、外部資金の導入率は40.6%となっています。しかしながら、人件費を含めた概算事業費を加えると、その割合は低くなりますので、更に積極的に外部資金の導入を図るなど財源確保に努めてください。また、最近の公募型競争的研究資金の状況は、申請件数、採択件数及び採択率ともに、減少傾向にありますので、引き続き獲得に向けた取組を推進し	今後も受託研究など外部資金の獲得に向けて努力します。また、公募型競争的研究資金の獲得に向けて調査研究事業を計画し、組織内で一元的に公募や助成に関する情報収集、共有化を図り、県民に有効な研究を推進するよう努めます。	環境保全研究所
	公募型競争的研究資金の導入については、県内企業と連携し応募することにより、研究費の財源確保に努めています。今後は、ものづくり振興課や県内産業支援機関と連携し国等からの制度情報の収集を一層強化することにより、積極的に申請を行い、県内企業とともに有効な研究の推進に努めてまいります。	工業技術総合センター
	外部資金の導入に当たっては、農業関係試験場5場及び農業技術課で構成する企画推進委員会を設置し、一元的な情報収集や情報の共有化を図るとともに研究テーマの妥当性などの検討を行っています。今後は、独立行政法人との研究交流、研修などを生かし、公募型競争的研究資金の獲得に努めるとともに、応募に当たっては、県民ニーズを踏まえ、より一層県民に有用な研究の推進に努めます。	農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場

<p>てください。なお、公募型競争的研究資金は、募集内容が必ずしも農家等の生産者や産業界が必要としている研究テーマではなかったり、また、受託研究については、普及に制限を設けている場合もあり、獲得しても県民に対して還元されず、効果的な成果とならない場合があります。このため、組織内で一元的に公募や受託に関する情報収集を行うとともに、情報の共有化を図り、県民に有効な研究を推進するよう努めてください。(共通)</p>	<p>国や独立行政法人からの公募型競争的研究資金や受託研究などにより財源確保に努めています。引き続き、農林水産省の公募型競争的研究資金や受託研究、他の省庁等の公募資金等、外部資金の獲得に努めます。また、生産者や産業界が必要としている研究テーマに沿った内容の募集内容となるよう国や独立行政法人等に働きかけることで、県民に有効な研究を推進できるように努めます。</p>	水産試験場
<p>(4) 研究成果の公表と広報 研究成果については、全試験研究機関で様々な方法により公表しています。しかしながら、公表方法については、学会報告、研修会、機関誌掲載などの専門家や関係者に対するものが多く、一般県民に向けては、一部広報誌への掲載やマスコミ報道のほかは、主としてホームページへの掲載であり、十分に広報されているという状況ではありません。そのため、一般県民が共有財産である研究成果を広く知ることができ、試験研究機関がより一層身近なものとなるように、定期的な研究発表会などによる積極的な広報に努めるとともに、毎年度の研究状況等を取りまとめた年次報告書を作成していない試験研究機関は作成してください。(共通)</p>	<p>広報誌(エコ・へるす、みどりのこえ)を活用し、一般県民に向けて、研究成果を公表していますが、今後も、より一層の広報に努めます。また、研究成果については、これまでも様々な機会をとらえ、公表に努めてきましたが、今後さらに一般県民が研究成果を広く知ることができるよう、定期的な研究発表の機会を設けることを検討します。なお、研究報告書は毎年作成し発行するとともに、ホームページで公表し広報に努めてきています。</p>	環境保全研究所
<p>研究成果の公表等周知については、毎年度の研究報告作成とホームページへの掲載、研究成果報告会の開催等により行っています。今後は、センターの一般公開や各地で開催される産業展出展等の機会を捉え、一般県民にも分かりやすい周知に努めてまいります。</p>	<p>研究成果の公表等周知については、毎年度の研究報告作成とホームページへの掲載、研究成果報告会の開催等により行っています。今後は、センターの一般公開や各地で開催される産業展出展等の機会を捉え、一般県民にも分かりやすい周知に努めてまいります。</p>	工業技術総合センター
<p>これまでも主にホームページへの掲載による研究成果の公表や、試験場公開等の機会に県民向けの成果発表等を行ってきたところですが、今後は、よりわかりやすい内容で積極的な広報に努めるとともに成果発表会の開催などを検討します。</p>	<p>水産試験場は年度毎に事業報告書を作成して関係する研究機関や県機関へ配布、業界向けには「水産だより」を毎年発行するとともに、ホームページでも公開しています。今後、試験場の一般公開等にあわせ、試験場がより一層県民に身近なものと感じられるよう研究成果の発表を積極的に行うこととします。</p>	水産試験場
<p>研究成果の一般県民に向けての公表につきましては、これまでも実施してまいりました研究成果発表会を、公表の大きな機会として内容の充実を一層図って実施してまいりますとともに、年次報告、技術情報、業務報告の発刊・発行や、ホームページ、機関誌等を通じて引き続き広く積極的に広報に努めてまいります。</p>	<p>研究成果の一般県民に向けての公表につきましては、これまでも実施してまいりました研究成果発表会を、公表の大きな機会として内容の充実を一層図って実施してまいりますとともに、年次報告、技術情報、業務報告の発刊・発行や、ホームページ、機関誌等を通じて引き続き広く積極的に広報に努めてまいります。</p>	林業総合センター
<p>(5) 評価の実施による効果的な研究の推進 ア 研究の評価については、事前における課題設定の妥当性、技術的可能性、期待される成果、中間における進捗状況、目標達成の見通し、継続の必要性、事後における目標達成状況、成果の活用等について評価が求められるところです。評価の状況を見ると、全機関が評価組織により、研究の成果に対する内部評価や外部評価を行っています。研究テーマの中には、行政施策への反映について十分検討がされていないとの評価を受けているものがあります。各機関ごとの評価方法についてみると、内部評価のみ実施しているものや、外部評価を実施していても、研究テーマごとに研究成果を評価するものではなく、事業方針、実績、今後の計画などを総合的に評価する内容のものもあります。また、外部評価組織についてみると、有識者や関係業界等の委員により構成されていますので、幅広い県民意</p>	<p>監査の結果を踏まえ、行政施策への反映方法について、行政の関係課と検討しました。今後も市町村、県庁内連絡会議等に研究成果を含む情報の提供を行い、行政施策への反映が行われるよう努めます。次回の外部評価委員の改選に際して、県民の意見を代表する委員を公募等で選任するよう努めます。また、公開セミナーなどにおいて、研究テーマの内容、成果などについて意見を収集し、県民の意見を反映することができるよう検討します。</p>	環境保全研究所
<p>研究の評価については、各技術部門の研究管理委員会で全ての研究テーマの成果や業界への波及効果等について評価を行い、今後のテーマ設定に生かしています。また、中小企業経営者や学術機関等の専門家による外部評価委員会では、重点的に取り組んだ研究テーマについて評価をいただいています。なお、外部評価委員は任期(2年)を定め、幅広い分野から意見を聴取できるよう選定に努めています。今後は、外部評価委員会での評価を充実するとともに、成果報告会や一般公開の参加者に 研究内容について評価(アンケート調査等)をいただく等、幅広い県民意見が反映できるよう努めてまいります。</p>	<p>研究の評価については、各技術部門の研究管理委員会で全ての研究テーマの成果や業界への波及効果等について評価を行い、今後のテーマ設定に生かしています。また、中小企業経営者や学術機関等の専門家による外部評価委員会では、重点的に取り組んだ研究テーマについて評価をいただいています。なお、外部評価委員は任期(2年)を定め、幅広い分野から意見を聴取できるよう選定に努めています。今後は、外部評価委員会での評価を充実するとともに、成果報告会や一般公開の参加者に 研究内容について評価(アンケート調査等)をいただく等、幅広い県民意見が反映できるよう努めてまいります。</p>	工業技術総合センター

<p>見を反映することができるよう、外部評価の拡充を図り、より一層、有効かつ透明性のある研究を推進してください。(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施策への反映の検討が十分でない研究テーマがあったもの(環境保全研究所) 外部委員評価組織の設置に努めるもの(水産試験場) 外部委員評価組織による研究テーマごとの評価実施に努めるもの(工業技術総合センター、水産試験場) 	<p>外部評価委員会については、現在、学識経験者、農業者などから構成される委員会を実施しています。今後は、幅広い県民意見を反映することができるよう、外部評価委員に消費者、実需者、行政関係者等を加え、外部評価の充実を図ります。</p>	<p>農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場</p>
	<p>新たに「長野県水産試験場試験研究課題の推進に係る外部評価に関する委員会設置運営要領」を制定し、外部評価委員による評価組織を設け、研究テーマごとの評価を行います。外部評価委員は学識経験者、漁業者、実需者、消費者、行政関係者等から選定し、さらに「水産試験場試験研究課題設定要領」を整備して幅広く県民意見を反映する体制とします。</p>	<p>水産試験場</p>
	<p>外部評価委員会の委員の選定において、幅広い県民意見を反映することができる人選に留意するとともに、研究テーマの選定におきましても十分にその意見を聴取の上、効果的な研究を進めてまいります。</p>	<p>林業総合センター</p>
<p>イ 各試験研究機関が、知的財産権の許諾料等により得られる収入は、研究費総額に比べ大きくありませんが、企業や農家等の生産者が研究成果を活用することにより、社会にもたらされる効果は大きいと考えますので、研究活動を評価するために、効果の定量分析を行うよう努めてください。(共通)</p>	<p>知的財産権については該当がなく、今後も収入は見込まれないと考えられます。研究成果の活用については、これまで、成果の提供などに係る情報の収集をしてきました。今後は、これらの情報をもとに効果の定量分析を行うよう努めます。</p>	<p>環境保全研究所</p>
	<p>効果の定量分析については、数年おきにアンケート調査等で実施してきましたが、今後は、専門家の意見を踏まえて、継続的に評価できる方法の確立に努めてまいります。</p>	<p>工業技術総合センター</p>
	<p>農業分野の研究活動によって得られる効果や知的財産権の活用によって得られる効果を分析する方法は確立されていません。今後は、研究成果の社会的な効果等について、定量分析の実施に向けた検討を行います。</p>	<p>農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場</p>
	<p>魚類に関しては、農業作物の「種苗法」等に当たる知的財産権保護のための法的根拠がありません。しかし、新品種開発以外の養殖技術等で知的財産権を獲得することができた場合には、経済波及効果などの定量分析を行うよう努めます。</p>	<p>水産試験場</p>
	<p>研究活動の評価のための効果の定量分析について、その方法を含めて実施に向け検討してまいります。</p>	<p>林業総合センター</p>
<p>(6) 知的財産権の取得と管理 試験研究機関から新たに生み出される研究成果については、特許権や育成者権などの知的財産権を取得するとともに、その活用を促進することが重要です。知的財産権の出願に当たっては、試験研究機関が単独で出願する場合もありますが、企業等と共同で行う場合もあります。そのため、各試験研究機関では、知的財産セミナーへ参加し知識や情報の入手に努めるとともに、弁理士を活用することなどにより、知的財産権の取得に向けて積極的に取り組んでいます。一方で、知的財産権を取得しても、活用されずに2年以上経過したものの権利が消滅したものも見受けられます。知的財産権の更新には一定の登録料等がかかることから、共有者がいる場合は共有者と調整を図り、知的財産権の継続の可否の取扱いについて、基準を定めるなど適正な管理に努めてください。(共通)</p>	<p>知的財産権については該当ありません。当所の研究の性格上、今後も取得は見込まれないものと考えられます。</p>	<p>環境保全研究所</p>
	<p>特許登録更新については、法律、規則、契約等に基づき、共有者との協議により継続の可否を決定する等、適正に管理しています。</p>	<p>工業技術総合センター</p>
	<p>職務育成品種の育成者権は、登録更新ルールに基づき、職務育成品種審査会において登録継続の可否を判断しています。特許権は企業等と共有するケースがほとんどであるため、更新については、必要に応じて協議しています。今後、特許権等については、県による単独所有のケースが生じた場合に、更新時の継続可否の取扱基準の策定を検討します。</p>	<p>農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場</p>
	<p>魚類に関しては、農業作物における「種苗法」等による知的財産権保護の法的根拠がなく、本県でしか生産できない「信州サーモン」も現在のところ知的財産権による保護がありません。このため、知的財産セミナーへ参加するなど情報収集を行い、その結果、「信州サーモン」は業界との連携によって図形商標登録による二次的な権利による保護を獲得しました。今後は、開発した新品種の二次的な知的財産権を保護する手法の検討を行うとともに、新品種開発以外の養殖技術等で知的財産権を獲得するように取り組みます。</p>	<p>水産試験場</p>
<p>研究成果の評価においては、特許権や育成者権等の知的財産権の取得可能性を必ず検討し、必要と判断されるものについては、資金も含め共同研究機関の協力を得ながら、その取得に努めてまいります。また、取得した知的財産権が有効に活用されるよう積極的にPRに努めるとともに、更新の可否についても的確に判断するためのシステムづくりに努めます。さらに、職員の知的財産権に関する知識向上のため、情報収</p>	<p>林業総合センター</p>	

	集の機会を拡大するとともに、弁理士の積極的な活用も図ってまいります。		
(7) 研究成果の積極的な活用 試験研究機関の研究成果は、社会的要請の急激な低下による需要の減少や、認可がされないため利用することができないなどのやむを得ない理由がある場合を除き、企業や農家等の生産者により活用されています。知的財産権を有する研究成果については、企業等の利用状況に応じた許諾料が収入として県民に還元されることとなりますので、積極的に広報をするなど活用の促進に努めてください。一方、知的財産権を取得しない研究成果については、企業や農家等の生産者が活発に利用する場合であっても、ほとんどの試験研究機関は無償で提供しています。これは、試験研究機関の使命が、研究成果である技術等を、主に中小企業や農家等の生産者に提供することにより、工業や農林水産業の発展に寄与することであるためですが、研究成果の内容によって負担協力が可能な場合には、必要に応じて協力が得られるように努めてください。(共通)	今後も研究成果の積極的な活用に努めます。なお、当所の研究は環境保全や公衆衛生に係るものであるため、負担協力は想定していませんが、今後、負担協力が可能となった場合には、必要に応じて協力が得られるよう努めます。	環境保全研究所	
	知的財産権を有する研究成果については、毎年度作成の業務報告に掲載し配布するとともに、ホームページにも掲載し周知していますが、企業に活用いただけるよう引き続き努めてまいります。研究成果への負担協力については、企業が取り組む製品開発等に技術支援が必要な場合は、受託研究費として負担いただいておりますが、引き続き協力いただけるよう努めてまいります。		工業技術総合センター
	県の奨励品種や普及技術に取り上げた成果について、関係機関を通じて積極的な広報に努めます。知的財産権を取得しない研究成果を利用する企業には、試験研究協力金の規定に基づき、負担協力を求めており、今後も一層、研究成果等を活用いただけるよう努めます。		農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
	現在は知的財産権を有する研究成果はありませんが、水産試験場が開発した信州サーモン、ニジマス全雌魚等のバイテク魚種苗は水産試験場から有償で供給しています。今後も新品种や民間での生産が困難な種苗については民間養殖業者から利用状況に応じた負担をしていただきます。		水産試験場
	研究成果については積極的な広報等により、林業関係者を中心に一般県民に広く活用されるよう、引き続き努めてまいります。また、知的財産権を取得しない技術・研究成果については、今後必要に応じて受益者負担を考慮するなど、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる体制を検討してまいります。		林業総合センター
(8) 研究成果の技術移転と普及 研究成果については、企業や農家等の生産者に対して、講習会や技術指導などを通じて技術移転や普及が図られているところです。また、現地指導やアンケート調査の実施などにより技術移転や普及を行った後のフォローアップは、全ての機関で行っています。今後は、一定期間経過後にその実態を把握し検証することにより、より効果的な研究成果の技術移転や普及方法を検討し、なお一層活用されるように努めてください。(共通)	今後も研究成果の普及に努めます。また、モニタリング調査などを引き続き実施し、継続して良好な自然環境や生活環境が保たれるよう努めます。	環境保全研究所	
	技術移転については、研究成果報告会等を通じて行っていますが、今後は、一定期間経過後にもアンケート調査等で把握・検証することにより、成果の一層の利活用に努めます。		工業技術総合センター
	研究成果の生産現場への技術移転については、一定期間経過後に実態の検証を行うとともに、今後に向けた技術的課題を整理し、研究成果が有効に活用されるよう努めます。		農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場
	研究成果が生産現場に普及し、技術開発の方向性が現場ニーズを反映しているかどうかを評価することは重要です。今後、研究成果の実態把握の方法を検討し、定期的モニタリングを行うことにより研究成果がなお一層活用されるように努めます。		水産試験場
	研究成果の技術移転や普及の実態について、把握・検証することに努め、より効果的な技術移転・普及方法を検討して、活用に向け一層努力してまいります。		林業総合センター